

平成21年8月6日から  
平成21年8月6日まで

標 茶 町 議 会  
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町議会議場

## 平成21年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

### 第1号（8月6日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第11号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	6
報告第12号 専決処分した事件の承認について	15
議案第42号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	16
報告第43号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	18
閉議の宣告	29
閉会の宣告	29

平成21年標茶町議会第4回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年8月6日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第11号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 5 報告第12号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第42号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第43号 平成21年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（15名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 田 中 進 君    | 2 番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 3 番 越 善 徹 君    | 5 番 菊 地 誠 道 君  |
| 6 番 後 藤 勲 君    | 7 番 林 博 君      |
| 8 番 小野寺 典 男 君  | 9 番 末 柄 薫 君    |
| 10 番 館 田 賢 治 君 | 11 番 深 見 迪 君   |
| 12 番 田 中 敏 文 君 | 13 番 川 村 多美男 君 |
| 14 番 小 林 浩 君   | 15 番 平 川 昌 昭 君 |
| 16 番 鈴 木 裕 美 君 |                |

○欠席議員（1名）

- 4 番 伊 藤 淳 一 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |           |
|---------|-----------|
| 町 長     | 池 田 裕 二 君 |
| 副 町 長   | 及 川 直 彦 君 |
| 総 務 課 長 | 玉 手 美 男 君 |
| 企画財政課長  | 森 山 豊 君   |
| 管 理 課 長 | 今 敏 明 君   |
| 住 民 課 長 | 妹 尾 昌 之 君 |
| 農 林 課 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 建 設 課 長 | 井 上 栄 君   |
| 水 道 課 長 | 妹 尾 茂 樹 君 |

平成21年標茶町議会第4回臨時会会議録

育成牧場長	表	武之君
病院事務長	蛭田	和雄君
やすらぎ園長	山澤	正宏君
教育長	吉原	平君
教育管理課長	島田	哲男君
指導室長	川嶋	和久君
社会教育課長	中居	茂君
農委事務局長	牛崎	康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤	吉彦君
議事係長	服部	重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから、平成21年標茶町議会第4回臨時会を開会します。  
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を議題といたします。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長から  
6番・後藤君、 7番・林君、 8番・小野寺君  
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を議題といたします。  
町長から、本臨時会召集理由とあわせ、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 第4回臨時町議会の開催にあたり、その召集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の召集理由についてでございますが、がん検診に伴う「標茶町手数料徴収条例の一部改正」と地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に係る「平成21年度標茶町一般会計補正予算」について議決をいただきたいことと併せて、本年度の「株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書」について提出するとともに、災害等により専決処分をいたしました「平成21年度標茶町一般会計補正予算」についてご報告申し上げ

げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の三点について補足をいたします。

一点目は建築業者との災害対策協定についてであります。

町は、去る7月1日に、町内建築業者などをつくる標茶町災害対策建築協議会と標茶町災害対策協定を締結いたしましたのでご報告いたします。

大地震などの災害発生時に被災した家屋の応急危険度判定を優先的に診断することや復旧作業を行なうなど緊急事態において、両者が緊密な連絡を取り合い、地域住民の安全確保に向けた対策を講じるものとするものです。

町との災害対策協定については、昨年7月に「標茶町災害対策土木協議会」と協定して以来2件目であり、本町にとりまして災害時の緊急対応にご理解いただいたことは、本町にとって大変有意義なことであり感謝申し上げるところです。

締結の内容につきましては、「災害対策の推進に資する建築分野の協力体制」としており、町が災害対策本部を設置した際、協議会加盟の10社は、災害発生時の指揮系統を担う災害対策担当者を中心に、現状に応じた適切な対応に当たることとしており、具体的には、震災復旧のための建物の被災度区分判定の実施や資機材・人員の明確化、任務の分担、円滑な情報伝達などを、町と協力して効果的に進めて行くこととしております。

町としましては、災害対応は行政だけでは難しいことから、民間と一体となり、今後とも災害対策にご理解を頂きながら協力体制を維持しつつ更なる災害対策の充実を図り、安全安心なまちづくりを目指して参りますので、今後ともご理解ご協力をお願いいたします。

二点目は大雨による本町の災害対応についてであります。

去る6月22日から23日に掛けて、本州の低気圧から伸びる前線が北海道を通過したことによる本町の災害対応についてご報告いたします。

22日夕方に釧路気象台では、釧路中部地方に防災気象情報として大雨、洪水、雷注意報を発表し注意を促しておりましたが、22日夜半から降り続いた雨の総雨量が、23日午前9時に標茶で68ミリメートル、釧路川上流部の弟子屈町で123ミリメートルに達したことから災害対策会議を開き災害対応に備えたところです。

23日9時45分に下オソベツ樋門で13.4メートルに達したことから、国営総合農地防災事業南地区のシロンド排水路へ、釧路川本流からの逆流により近隣農家に浸水の恐れがあることから釧路開発建設部に排水ポンプ車の出動要請をし、排水作業が行なわれたところです。

排水作業にも拘らず同水位が下がらず上昇傾向にあることから、午後5時に2台目の排水ポンプ車の要請と排水作業が夜半にかけて行なわれることから照明車の出動要請を併

せて行なったところです。ポンプ車出動要請と近隣農家の避難に備えて職員4名を現地に派遣して情報収集と現地対応に当たったところですが、一部牛舎とパドックに水が浸かったほかは特に被害はありませんでした。

24日午前1時過ぎに、安全レベルまで水位低下したことから排水作業が中止され、撤収作業が開始されましたが、撤去完了は午前4時近くで、町職員の最終現地確認者が帰庁したのは4時過ぎとなりました。

本町の被害状況につきましては、町道の法面崩落等が23路線36箇所ありましたが、それぞれ修復対応したほか、一部で蔬菜の種子流出の被害がありました。

又、道々クチョロ原野塘路線が冠水し、24日午前10時30分から27日午後4時30分までの間通行止めになっております。

町内の被災状況確認と情報収集には、職員一丸となって対応したところであり、幸いにも農業関係等への大きな被害もありませんでしたが、今後とも、災害等に対しまして、安全安心のまちづくりを進めるため防災対策充実のため、努力して参るところでございますのでご理解をお願いをいたします。

三点目は野生大麻ゼロ作戦についてであります。

近年、大麻の乱用、所持及び栽培が全国的に社会問題化し、北海道においても、昨年一年間の大麻取締法違反での検挙者数は、168人と過去最高となっています。

この様な状況を受けて北海道では、野生大麻除去対策と監視体制の強化を図るため、重点除去地域である北見、網走保健所管内に加え、帯広、釧路保健所管内を新たに指定しました。

釧路保健所では、野生大麻除去対策として「野生大麻ゼロ作戦の日」を設定し、地域ぐるみの運動を展開することとなり、去る、8月1日、本町茅沼地域において実施されました。

当日は茅沼地域会、標茶町防犯協会、北海道薬剤師会釧路支部のボランティアのほか、北海道警察釧路方面本部弟子屈警察署、本町職員等、総勢54名で、約630キログラムの除去を行いました。

また、翌8月2日には、茶安別地域会主催による除去作業が実施され、総勢20数名により野生大麻1,370キログラムが除去されました。

町内には、多くの野生大麻が自生していることから、今後とも地域住民の協力や関係機関と連携をはかりながら野生大麻の除去を行い、大麻のまん延防止対策に努めてまいりたいと考えております。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。報告第11号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山豊君）（登壇） 報告第11号の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本町が出資しております株式会社標茶町観光開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては平成21年6月22日に開催されました第31期定時株主総会において承認され、町に対し報告がありましたので、その資料に基づくものでございます。

概略につきましては、収入1億1,604万7,364円で経費並びに法人税などの支出を差引いた当期純利益が1万2,514円と7期連続しての黒字となったところでございます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第11号、株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書

第31期事業年度営業報告及び決算

前年から続く原油価格の高騰に加え、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した100年に1度といわれる大不況が世界的に広がる中、国内大手上場企業からも次々に減収・減益が報告されるなど第31期事業年度は正に我慢の年となりました。

道内はもとより全国的にも景気が低迷する中、創業30周年の記念イベントを開催するなど、憩の家の存在をアピールし集客に努めてまいりましたが、連日新聞・テレビに踊る「不況」「不景気」の報道の波に押し流され非常に苦しい運営を余儀なくされました。そんな厳しい状況の中、宿泊では8月に駒澤大学の考古学研究室の学生が長期滞在したこともあり前年比807人の増加となりましたが、日帰り入浴では周辺市町村からの利用客に加え道外客、特に夏場の若年層の減少が顕著で結果的に4,446人の減となり、そのほか日帰り宴会についても約10%減、そのような状況の中弁当・オードブル等の仕出し料理については前年比約20%増となり、その内容についても高い評価をいただいております。

総売上高としては前期とほぼ同様でしたが仕入コストの削減など社員一丸となり7期連続黒字で決算を終えることができました。

来期もまだしばらくは厳しい経済状況が続くことが予想されます。また施設改修の予定もあり減収も見込まれることから、お客様の満足度を高めるためできる限りのサービスを提供し、売上の向上且つ収支バランスを良好に保つため社員一人ひとりがコストダウンの意識を強く持ち努力を重ねてまいります。今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い



願い申し上げ第31期の事業報告といたします。としております。

会議、監査、株式、公社役員、従業員の状況は記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 ページをお開きください。

決算状況であります。

貸借対照表、資産の部、流動資産につきましては現金・預金から未収金まで合計で425万6,614円。固定資産につきましては有形固定資産・無形固定資産・投資その他資産まで合わせまして742万1,674円、資産の部、合計は1,167万8,293円となっております。

負債の部につきましては、流動負債、買掛金から未払法人税等まで合わせまして814万3,747円となっており、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は資本金3,000万円から利益剰余金マイナスの2,646万5,454円を差引いた353万4,546円となっております。

繰越利益剰余金につきましては、前期より若干減少しておりますが累積赤字として2,626万5,454円となっております。純資産の部合計であります353万4,546円、負債・純資産の部合計では1,167万8,293円となっております。

損益計算書であります。売上原価につきましては3,170万1,201円。販売費及び一般管理費につきましては8,363万1,049円となっております。営業外費用につきましては24万円、特別損失につきましては法人税と法人事業税を合わせまして46万2,600円となっております。

当期純利益につきましては1万2,514円、合計で1億1,604万7,364円となっております。

売上高につきましては1億1,370万5,799円、売上総利益につきましては8,200万4,598円となっております。営業利益であります。162万6,451円の赤字となっております。

営業外収益につきましては234万1,565円であります。

経常利益は47万5,114円となっております。それから費用の部の特別損失・法人税等の充当額46万2,600円を差引いた金額1万2,514円が当期の純利益となっております。

次ページをお開きください。

販売費及び一般管理費であります。旅費から雑費まで24項目があり、合計では8,363万1,049円となっております。

7 ページの利用状況につきましては、対前年比で日帰りが4,446人の減、一方宿泊は807人の増となっております。宿泊の利用の内訳につきましては、道外・釧路管内以外の道内客が合わせまして88.4%占めておるところであります。

次に8 ページの第32期の営業計画であります。

総括といたしまして、道内観光は空前の大不況の影響から相当の苦戦が予想されますが、標茶町観光開発公社はこれまで支えて頂きましたお客様の期待に応え、更なる経営努力をまいります。

オープンから30年を経た今日、経済動向も勘案しながら今一度、憩の家“かや沼”の原

点に戻り、最高の価値観であります『温泉』・『自然』・『癒し』を強力にアピールすると共に地場産品を活用した特長的料理の提供に心がけ、お客様に満足して頂く努力をしております。

また、施設の老朽化により施設サービスが低下しておりますが、所有者であります標茶町のご尽力により一部リニューアルが予定され、施設サービスの向上が図られますので、これに併せ従業員サービス技術の向上を図ると共に徹底した経費削減を図り経営の改善に努めてまいります。

時代が経験したことのない状況に大きく変化しておりますことから、これまでの常識にとらわれることなく発想を逆転させる気概をもってお客様の期待に応えるべく職員一丸となって頑張っておりますことを基本方針とします。

次に重点事項であります。職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち『原点回帰・新たな発想』を基本テーマとし、①として、利用客との積極的な会話を通し、お客様のニーズを引き出す。②では、管内屈指の泉質であることを積極的にPRする。③では、納入業者との活発な値段交渉から徹底してコストを下げることによる利益創出に向けた取り組み。④といたしましては、社員による館内外の整備及び清掃の強化。

この4つの取組みに努力してまいります。

最後に、収支経営計画であります。収入の部につきましては、売上高を1億600万円、雑収入を230万円、営業外収入を350万円、収入合計で1億1,180万円を見込んでおります。

支出の部につきましては、材料仕入れを3,100万円、その他旅費から雑費まで24項目の合計で8,015万3,000円、営業外費用を24万円、以上の支出合計が1億1,139万3,000円と想定し、第32期の収益につきましては、40万7,000円を見込んだ計画となっております。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 出資上の関係からですね、少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず一点目なのですが、ゆっくり言います。

昨年ですね期末の時の棚卸がですね、損益計算書のとこなのですが83万861円、今回は期首の棚卸がですね83万3,000円と増えているのです。ここで。前はですね逆に減ってたのですね。減ってて私もちよっと聞いたのです。これ増えているものですから、何がどういうことで増えているのかな。これまず一点です。

それから、業務委託料の関係で24万円ということでございますけども、今まで100万円以上の業務の委託料があったのですが、今回は24万円。この内訳を聞かせてください。

それから、いわゆる昨年はですね200万円から営業の利益が赤字だったのですが、今回は160万円。それが、雑収入の受け入れが234万円があつてですね、去年はこれ400、約500

万円近くあったんですね。この234万円の雑収入がどういう内容に変わったのかということでございます。

それからですね、貸借対照表、いいですか。先ほど課長ご説明ありましたが、第31期ですか、の総会6月の22日に終わったと。この時点で、総会でですねどのような憩の家の話が総会の中であったのか、あればですね参考に聞かせていただきたいなと思います。それはですね、今朝来ましたら、憩の家の去年の3月から今年の4月までのですね決算書ここに上がってました。見ますと、この流動資産のこの有価証券がですね、未収金にここで変わっているのですよ。ここで有価証券の25万円が貰ったお金が24万円なのに残高1万円がいわゆるここで未収金に変わっているのです。ですから、総会で議決した勘定科目とですね、ここで今提出されている科目がまず違ってますね。これどういうことなのかな。

それから売掛金の関係なのですが、売り上げ最後だと思いますが、主なものはどんなものなのか。

それから買掛金の関係なのですが、これも仕入れの最後かなと思うのですが、どんなような内容になっているのか、これも教えていただきたいと思います。

それから第三セクターのほうにですね1,000万円の貸付をしているわけですが、これは町長のほうにお聞きしたほうがいいかなと思うのですが、この貸借対照表を見ますとですね、いわゆるここには固定負債はないのです。この貸借対照表には固定負債はないのですが、資本の部の合計がですね固定資産のほうが多いのです。このやつからいくと固定資産のほうが多いのです。多いということはですね、いわゆる資金繰りにですね、うちが第三セクターに貸している1,000万円というのは、なかなか固定したようなお金になってしまってますね、なかなか大変かなと思うのですよ。についてはですね、今後どのようにこの辺のこの決算書からみてですね戦略を立てるのかな、これをまずお聞きしておきたいと思います。

それからですね、合わせて今まで3ヵ年計画を立てて、中期計画を立てておったのですが、2,600万円のここに欠損金があるわけです。今後この欠損金がですねこのままずっと今年埋まったのは1万2,000円だけです。この欠損金埋まったの1万2,000円だけです。このままずっと推移していくのかですね、それとも3ヵ年計画なり、中期的な計画を作ってますね、いわゆるその目標に向かって努力目標してみるという考え方が出てこない、我々としてもちょっと納得の出来ないところも出てくるのですが、その辺を合わせてご答弁をお願いしたいと思います。

それからですね、計画。一括だね。一括だね。計画のほうなのですが、この計画書が1億1,180万円の計画を作ったにあたりですね、いわゆる売り上げ原価、売り上げ原価をどのくらいに抑えたのか。それから人件費はどのくらいに抑えたのか。合わせてまだいろいろありますけども、せめて水道光熱費くらいは、どのくらいで抑えてこの計画を作ったのかですね、合わせてこの計画の作った内容を教えていただきたいなと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 多岐にわたっておりますので、答弁漏れがありましたらご容赦いただきたいと思えます。

まず、一点目ですが、期首棚卸と期末の棚卸の差ということのご質問だったかと思えますが、これにつきましては、従前、貯蔵品といいますかペーパータオルとか箸等の貯蔵品ですが、備品消耗品扱いをしていたということで、それを本来の棚卸のなかに金額が加わったということ。これは会計事務所のほうからの指導もありまして、こういうかたちでやりましたので、若干増えた形になっているというふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、24万円の業務委託料の部分でありますけども、これにつきましては茅沼駅前のトイレの清掃でありますけども、地域会への委託内容になってございます。

それから、200万円の営業外利益の部分でありますけども、これにつきましては、貸しタオルの収入または自動販売機の手数料収入、遊魚料の徴収手数料、それからあとはコインランドリーの収入とそれから業務委託収入ということで24万円も含めまして、それらの積み重ねで234万197円の収入となっているところであります。

それから、雑収入の去年の部分が約460万円ほどありましたけども、それとの差とあと営業利益の部分だというふうにお尋ねだと思いますけども、これにつきましては、去年の質問でもご指摘があったと思えますが、それぞれの委託業務の部分を職員も導入しての作業となっておりますので、それについては売り上げのほうに計上しているということになってございます。それで雑収入の部分については今回は230万円というかたちになっているところであります。

それから31期の総会のなかでどのような話が株主さんのほうから出たかという話ですが、これにつきましては、私の記憶では今回の憩の家の改修の関係についてのご質問を頂戴したというふう聞いています。

それから、売掛金と買掛金の内容ということだと思いますが、売掛金につきましては、食材等々があるというふう聞いております。また、買掛金につきましては、職員の社会保険料それから給料も3月分が4月にずれ込むということがございます。それとカラオケ利用料等が含まれてこちらにあります約390万円というかたちになっているところであります。

私のほうから以上です。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、いわゆる公社の経営の見通しの問題、取り組みの問題等についてでありますけども、まず総論としてご理解いただきたいと思えますけども、現在の社長がですね町長が引き受ける事態になったことについてはそれぞれ経過でご案内だと思いますけども、それ以前は民間の方が社長をやっておられて経営をされておったと。そのことでたまたま亡くなって、その時点で累積債務のことが問題になりまして、町が責任をもって改善をなさいという議会での皆さんのご意向に従って、当時の町長が町の責任で改善をするという約束でスタートしたと。その時の累積債務

が現在の累積債務より若干多かったのではないかというふうに思います。

ただその後、平成13年度の決算段階では約3,900万円まで累積債務が実は増えておりまして、この後といたしますか、改善計画を2期にわたって実施をしてきてまして、現在の的には1,250万円ほどこの累積債務を圧縮して先ほど報告したとおり2,600、約50万円ほどになっているという状況であります。この間それぞれ改善計画に従がしまして、努力はしてきました。結果としては、狂いがといたしますか、総じていうと経費・コスト等についてはほぼおおむね見通しが計画通りきたかなとなっておりますけれども、なにせ経済状況によりますところの売上げが想定まで伸びていかない。特にうちのこの憩の家の施設そのものの利用客の動向をみますと町内の方が圧倒的というよりは、道外あるいは町以外の方々の利用による収入が圧倒的でありますから、そう意味でいいますと経済状態があるいは燃料の高騰だ、あるいは災害が北海道で起きている、あるいは内地で大きなイベントがあると、ということのたびにいわゆる収入が大幅に減収するというそういう事態になってございまして、そういう意味ではなかなか計画通りの売上げにならないというのが今日までの状況であります。

先ほど質問にございました、いわゆる町の貸付の部分でありますけれども、議員もご案内のようにいわゆる先ほど前段で経過の話をしておりますけれども、その時点で公社が借り受けてた金額というのは年間2億円からの金額を一時借入金で町のほうからご配慮いただきました。それが現時点では1,000万円まで圧縮しているという経過については是非ご理解をいただきたいなと思います。いわゆる累積欠損があと1,000万円なくなれば基本的には正直いうと、償却出来ればですね町からの借入も行わなくていいという状態になるわけでありまして、この1,000万円がこの7期連続といえどもですね1,000万円をなかなか償却するということが大変な時期にきているという状況があります。過去には年間で償却額がですね、平成16年度の時には約580万円位、16年度と17年度で約1,000万円位2ヵ年で解消してきた実績があるのですが、ただ今日的にはご案内のように昨年の燃油の高騰等の問題も含めて考えますとなかなか大変な状況で解消出来ない。ただ、私どもも何とか町のほうからの借入をせつかく2億円から1,000万円まで下げてきたわけでありまして、何とか努力をしたいということで今努力をしているところです。それで、現実的には実は原価率の問題でいえばですね、改善計画が始まる前は30数%、33%くらいまでいっていたかと思っておりますけれども、今日的には改善計画でも示してまして27%台に押さえるというのが計画でありまして、これは前年度もそうでありまして、21年度についても27%台で一応計画を組んでおります。それから人件費も35%くらいの実態があったのですが、現実的にはこれも29%台まで落ちてまして、具体的に申しますと、職員の手当については大幅にカットを今続行中でありまして。経営改善した段階では支給するというので、かなりきつい協力を職員の方にいただいております。光熱水費が9.4%大体10%を切る状態なのですが、これもそんなに悪い数字ではないのですが、昨年の燃油高騰の問題も含めて影響を受けてますので、引き続き努力はしたいなと思います。それで経営改善計画、現在策定して

おりませんが、これも以前の議会で説明してはいますが、改善計画を作ってきたのですが、総じていうとほぼ、先ほど議員からもご指摘ありましたように、改善の方向あるいは論点がですね、ほぼ同じ状態で認識が出来るよう状態なってますので、改善計画については策定をしておりますが、まったくその基本的な数値、目標等をですねそのまま引き続いて現在もやっているということで過去にも説明させていただいてますので、今後もそういう方向で進めたいと考えているところなので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） すみません。先ほど、売掛金と買掛金の説明をしたのですが、ちょっと訂正させていただきます。

売掛金につきましては、学校共済、市町村共済、それからカード払いの分等が残っているという内容というふうにご理解いただきたいと思っております。それで買掛金の部分につきましては、先ほど説明いたしました食材等の部分というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。後段、そここのところで説明したのは未払金の内容の部分とちょっと混同しましたので訂正をさせていただきますと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） まず未収金の関係は、ちょっと有価証券と未収金の関係はどうなるのかちょっとわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。

それから、買掛債務の関係についてね、これあれかい、社会保険だとかそういうのが入っているのですか、この買掛金の中に。預り金がそうなのかなと思っていたのですよ。社会保険の関係だとか何とかは。それがこの買掛の中にね、そういう社会保障の分、人件費だとか買掛の中に入っているのですか。それがまず一点。

それから、学校共済の関係の売り上げにしなきゃならないのは、160何万円というのは、すべて学校共済の分なのですか。学校の関係なのですか、すべて。

それから、雑収入ですね234万円の主な、全部でなくてもいいですから、主なものの金額をちょっと教えていただけませんか。

それと売上げですね、いわゆる営業の損益の関係で、いわゆる去年は200万円からあったのが今年160万円、そして一般管理費がですね去年よりも130万円くらいオーバーになっておりますから、経費のほう見ますとですね、租税公課が相当増えてます。それから、接待交際費ですか、これもなんか100万円くらい増えてますよね。これらをちょっと金額のはっている分の中身についてもちょっと合わせて報告していただければなと思っております。

それから、今副町長が言ったことで私は理解をしますけれども、そのとおりでいいのですが、今までの経過を踏まえてですね、副町長のいう考え方で結構だなと、このように思っていますが、ただこれが固定的なものになってしまえば、どんどんどんどんこれが長引いてしまうということもありますので、いわゆる計画は作らないにしても、今までの計画目標は変わってないというなかでの努力をしていくという形のなかでは結構かなと、

このように思っています。ほかの私が質問しているほうの関係をですね、答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

先ほど訂正させていただいた部分だと思いますが、売掛金につきましては主なものを申し上げますと、学校共済で1万5,400円、市町村共済で65万7,000円、カード払いで26万33円、それとスーパーホテルの温泉代が14万9,600円等の積み重ねで売掛金の内容となっております。それから買掛金につきましては、先ほど訂正をさせていただきましたが、社会保険料とかそれから給与・カラオケの部分につきましては、未払金の中身ということがあります。それで買掛金につきましては、食材の購入費ですとか飲み物とかそういう部分がこの中に含まれているというふうにご理解いただきたいと思えます。

それから、雑入の関係であります。雑収入の230万円の関係でありますけれども、これにつきましては主なものでいきますと、自動販売機の手数料で、ちょっと集計はしてありますが、約70万円くらいはここに入ってくると思えます。それから業務委託収入では24万円、これは、先ほどありました業務委託料で24万円出している部分と同額となっているところがあります。それから、貸しタオルでは12万円、それからですね、先ほど自動販売機の方でいくとプラス20万円ですから約90万円くらいになると思えます。それから、公園内の清掃部分でだったと思えますが「美しくする会」で65万円という部分がありまして、主な部分でいきますとそういう部分でありまして、細かい部分も重ねますと230万円というかたちになります。

それから、租税の部分につきましては、消費税の部分での年度内もしくは、次年度で行うという部分の結果というふうにご聞いているところがあります。それから接待費につきましては、株主さんの優待券これで120万円ほど、それから広報誌で優待券を出しておりますが56万円ほど、これから顧客の優待券ということで94万円ほど出ておりますが、これにつきましては売上げ収入となって270万円ほどとなっております。それから売上げにならない部分というのでは、各地区の敬老会に非常に利用していただいている部分がありますので、それに対するお祝いですとか、町内会の部分のお祝いもあります。それからもう一つは、増えた要因の部分では昨年行いました30周年記念事業がありましたが、その事業にかかった部分の経費が33万円ここに計上してありますので、それらが増額になったというふうにご理解をいただきたいというふうにお思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 租税公課の方で数字の動きによっていわゆる収支が数字が変わっているというご指摘がありました。消費税のいわゆる確定整理をするのに、どうしても年度ごとに数字が違ってくるといふ状況があります。毎年同じような一定の金額で決まるという状態でなくて、ある年が大きくなると翌年がこう少なくなると、私どもとしては今、20年度決算でいうと結構大きな数字になったということで、先ほども言いましたように決

算としては数万円の黒字にしかならなかったと。今期については見通しは非常に厳しいなというのはあるのですが、一方ではささやかな期待でありますけども、その消費税分今年度は下がるだろうと、そういう事態で期待をしている状態です。あくまでも実績数字で確定をして支払うというかたちをとって、生産方式をとっているものですから、どうしてもそうなるのでご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、接待交際費についてはよく以前から議論をいただいておりますけども、ただいま課長のほうから申し上げましたように、いわゆる株主、住民の皆さんの優待券の発行で270万円ございます。それから先ほど言いましたように敬老会や町内の皆さんのご利用に際して50約3万円ほど、お祝いとしてこちらからまた提供するというかたちをとっております。一つだけは30周年記念事業を去年やったのですが、実は正規に料金を全部はじきますと200万円くらい経費がかかるのですが、実際それぞれ飲み食いだけで我慢をしてもらうと。内容的には多くは自衛隊の音楽隊とか、太鼓の皆さんだとかを来ていただいて、その分の経費を払わないで食事とかですね、そういうかたちで全部整理をさせてもらったということで、あとはもろもろ広告宣伝的なものを含めて30万円ほどかかってまして、従来より数字が大きくなったとすれば、この分の30周年記念分かなというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 有価証券の関係は説明俺もらったのかい。もらったのだったっけ。有価証券の関係はどうなってるのか。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時53分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第11号の質疑を続行いたします。

副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 報告書の中で未収金と記述してございますのは、議員ご指摘のとおり有価証券の誤りでありますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第11号は、終了いたしました。



◎報告第12号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。報告第12号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第12号の内容について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第2号）であります。行政報告にもありましたが、本年6月22日から23日かけての大雨の影響により、町道23路線36カ所において被害が発生し、通行等に支障が出たため住民の安全確保をすべく災害復旧工事を行うため、また、釧路川近隣農家浸水のおそれがあり、排水ポンプ車等の出動を行ったための補正を行ったものであります。

なお、本件につきましては緊急のため議会を召集する時間的余裕がなかったため、6月26日をもって専決処分をさせていただきましたので、趣旨ご理解を賜りご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議案書の10ページをお開き下さい。

報告第12号、専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるといふものであります。

次ページですが、専決処分書。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。というものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,979万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものであります。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説

明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第12号は、承認されました。

#### ◎議案第42号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第42号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、女性特有のがん検診の受診率の向上を目的に、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除する等の措置が、国の平成21年度補正予算に追加経済対策として措置されたことから、該当する年齢の検診手数料を免除するため、標茶町手数料徴収条例の一部改正を提案するものであります。

なお、国の予算措置は平成21年度限りの措置であります。本町の独自施策として、特定年齢間の不公平を解消するとともに、検診率の向上を図るため、本年度から平成25年度までの特例措置とすることといたしました。

また、従来から旧老人保健法の被保険者のがん検診料を無料としていたことから、条文の整理も併せて改正するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第41号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへ参ります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成21年度から平成25年度までの特例措置）

3 別表第3項第2号オの手数料の金額欄中「20歳以上1,000円」とあるのは、「20歳以上1,000円（平成21年度から平成25年度までの間に検診を受ける当該年度の前年度において20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳に達した者は、0円とする。）」とする。

これは、子宮頸がんの検診料の該当部分です。

4 別表第3項第2号カの手数料の金額欄中「40歳以上2,000円」とあるのは、「40歳以上2,000円（平成21年度から平成25年度までの間に検診を受ける当該年度の前年度において40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に達した者は、0円とする。）」とする。

これは、乳がんの検診料の部分でございます。

以下、70歳以上の検診料に係わる条文整理です。

別表第3項第2号クの手数料の金額欄中「、70」を削る。

別表第3項第2号中「備考 年齢については、満年齢とする。」を「備考 1 年齢については、満年齢とする。2 イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクについては、旧老人保健法による医療給付の対象者に該当する者は0円とする」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成21年9月1日から施行する。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今回の経済危機対策ということですね、セクションのタイトルが未来への投資という割にはね、単年度の予算措置というのはちょっと解せないのですが、積極的に標茶町が5年間特例措置として変えたというのは評価したいと思います。

それで、この後どうなるのかというね、条例の中で私はこれは特例ということではなくてね、条例化をすべきではなかったのかと思うのですが、その辺の背景とか考え方をひとつお願いしたいと思います。それからもう一つは、年齢の区切りがあるわけですが、これは下の旧老人保健法による医療給付の対象者を0円とするということと、関わりがある

のでしょうか。

二点です。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私どもといたしましても、単年度限りの無料措置というのは非常に今後どうするのかという部分では議論いたしまして、結果的に本町においては本町独自の施策として年齢間の不公平感をなくすということで、5年間の限定とさせていただいたところです。

ただ、今後につきましては、特にがんのうちでも女性特有の子宮頸がんそれから乳がんにつきましては、受診率が他の胃それから大腸等と比べましても検診率が低いということで、新聞報道によりますと、国としても5年間での予算措置をするような動きを厚生労働省も国として、5年間の措置としての予算要求をしていきたいというようなこともございますので、今後の国の動向等をみていきたいなというふうに考えているところです。

それから、今回の女性特有のがんの検診の部分と70歳以上の部分につきましては、前段ご説明申し上げましたとおり、70歳以上の無料の部分につきましては、従来から無料という扱いをさせていたところでございますが、今回条例のほうで、きちっとこの部分の条文整理をするということで、それとの女性特有のがんとの関係は特にないということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

#### ◎議案第43号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第43号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説

明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第3号）であります、補正の内容といたしましては、先の全員協議会において説明をさせていただきました、地域活性化経済危機対策臨時交付金に係る事業で、6月に補正した以外の事業を精査したものです。また、女性特有のがん検診推進事業並びに緊急経済対策にかかる農地有効利用支援整備事業についてでございます。

なお、臨時交付金にかかる提案におきましては、国との調整並びに事業精査により、先の説明内容と若干差異が生じてますことを、ご承知おきいただきたいと思います。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに普通地方交付税を2,300万2,000円を充当し、収支のバランスをはかったところでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議題第43号、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第3号）

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,776万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,755万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。というものであります。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

歳入歳出予算の補正、歳出について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） ほぼ内容的なものは掌握をさせていただいておりますが、さらにですね、ダブっているかもわかりませんが、さらに細かくお聞きをしておきたいなと思います。

まず、2款8項の企画費の関係でございますけれども、需用費、安心・安全のために毛布、用意をするわけですから、この給水のパックを含めてですね、これで何人分くらいの用意が出来るのか、お聞きをしておきたいなと思います。

それから、節の委託料の関係ですが、いわゆる軽費老人ホームの委託料が400万円、そ

して工事が1,200万円という、こういうことなのですが、いわゆる耐震工事をやるにあたってですね、今の軽費老人ホーム、現在何へーべーなんでしょう。大きさは。へーべー数は。それとですね、委託料が400万円かけて工事1,200万円ということですから、相当委託料の耐震工事の設計委託料が高いなと思うのですが、1,200万円の耐震の工事で工事代金間に合うのかなとそういうような気もしたものですから、これも聞いておきたいなと思います。それから委託料の塘路のいわゆる小中学校の追加要求になっている分ですけど、工事のこの規模はですねどの程度の規模になる予定。まずはこれ、委託かけているわけですからあれですけど、概略でもいいですから、その辺はいつ頃からこれが工事が出るようになるのか、それも聞いておきたいなと思います。

それから冬期雇用の関係なのですが、本予算の関係ではですね、これは650万円みております。ここで1,300万円みるわけですけども、合わせてですね、冬期の雇用対策をやるわけですが、事業量の確保という点ではどんな程度の事業内容に考えてらっしゃるのかお聞きをしておきたいなと思います。

それから、観光事業のいわゆる休んだ休業補償の関係ですが、この350万円みておりますが、これもどのような基礎計算というか、されたのかこれも聞いておきたいと、このように思います。

それから15番の工事請負費、幼稚園の改修工事880万円、このうちエコ電灯に変えますよと、こういうことなのですが、従来ですね電灯と比較してコスト面ではどんな程度の変動があるのでしょうか。それも聞いておきたいと思います。

それから、町道の歩道の工事なのですが、段差解消、今回2,300万円、桜・平和出ておりますが、今までにこれで昨年9月それから3月とですね3回目になるわけですが、全体量でですね、どのくらいの量になってそのうち今回これをやることによってどのくらい終わったのかそれも聞いておきたいと思います。

それから、火葬場の改修工事4,000万円、この事業の内容を、4,000万円の主な事業の内容を聞いておきたいと思います。

それから、防犯灯と街灯の照明関係なのですが、これなんか説明を前に聞いているなかでは、555本のうちの7割程度を変えていくと。このエバーライト、いわゆるそういうコストの低い物に変えていくということなのですが、このエバーライトそのものがですね、こういう物自体がどの程度の保証がされていてですね、どの程度こういう物というのは持つのかですね、これも合わせて聞いておきたいなと思います。

それから、スポーツ施設の事業なのですが、ローラースケート場の改修ということですね、これ今、ローラースケートを改修を、規模的には1,500万円というふうに変えていくのか。それから、今のローラースケートの人口って今うち標茶はどの程度の人口になっているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、備品購入費なのですが、環境対応の車を買いますよということですが、この、なかなか各メーカーがですね、いろんな車を出してますから、皆が200万円

なら200万円の車で競い合うならいろいろいいのですが、いろんな単価の違いがあったりしてですねエコカーが出ているようですが、これ選定するにはどんな基準で考えられているのか、これも合わせて聞いておきたいと思います。

概略、そのところでお聞きをしておきたいなど。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

（何かいう声あり）

○総務課長（玉手義男君） 災害救援物資整備事業210万円の内容についてのご質問ですが、お答えをしたいと思います。

避難施設に關しましての間仕切りをですね、硬質ダンボールを使ったですね総数100名分の間仕切り板を購入予定しております。約80万円相当であります。それから、水袋であります、3リットル入りの部分であります緊急用の水袋1,700個、これが80万円相当であります。それから毛布であります、町内には今330の毛布がございますが、加えて200の毛布を50万円程度で購入をしたいと。総計210万円でございます。

私のほうは以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） やすらぎ園園長・山澤君。

○やすらぎ園園長（山澤正宏君） 軽費老人ホームのことにお尋ねの分についてお答えいたしたいと思います。

まず面積でございますが、総面積は1,808.715平方メートルとなっております。今回、補強工事を行う部分については、建物自体の一部分ということになります。建物自体はA棟・B棟・C棟という形となっておりますが、このうちの補強するべき棟についてはC棟。さらに細かく申し上げますと、C棟の中でも洗濯室・炊事場・倉庫などがございますが、この部分について強度的には不足をしていると、ということでの審査結果でございますので、この分での設計をし、そして補修を行うと、工事を行うということでの予算計上となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 私ども所管している部分でのお答えをさせていただきたいと思います。

まず冬期雇用の部分でありますけども、これにつきましては今、内容についてはこれから精査する部分でありますけども、業務といたしましては、町有施設の解体ですとか、それから森林保全等の作業に従事していただくようなことで、考えてございます。

次に休業補償の関係であります、これにつきましては、まず、例年行われております20年の実績をもとに、算定をさせていただいたところなんですけども、営業の部分で今休業が想定11月としております。11月分の通常期、かかる部分の経費を出しまして、そして加えて休業期間中は、当然かかる部分とそれから休業しているゆえにかからない部分の経費ってありますので、それを差引いた分が約610万円というふうになってございます。それで、例年11月期というのは閑散期になっておりまして、260万円ほどの赤字が出ると

いう月であります。

ただこれにつきましては、通年の営業の中で埋めていくということになりますので、これについては憩の家の営業努力で埋めていただく数字というふうに私は考えてます。従いまして、今年度営業しないでいた場合にもかかる経費610万円から営業努力で穴埋めしていく260万円、通常期の赤字分、それを差引いた金額がおおむね350万円ということになりますので、それを算定したところであります。

それから、防犯灯についてでございますが、これにつきましては議員ご指摘のとおり現在あります555本中の約70%、これを改修する予定でございます。これで、どのくらいの期間が持つかということでもありますけども、この部分につきましては、今想定してありますが、無電極電灯点灯式という方式をやっておりますけども、これの寿命につきましては、6万時間というふうになってございます。従いまして、24時間つけっぱなしにしても7年くらいもつというかたちになりますので、そこまでつけませんのもっと長い15年とか、そういうかたちになるのではないかなというふうに考えてございます。

それから、スポーツ施設の改修、スケート場でありますけども、今これの改修の原点となりましたのは、スポーツ合宿の誘致員さんからのご指摘がございました。それで、今それがないばかりにほかに移っている団体もあるということがありましたので、基本的には今のスケートリンク場を延長するという部分であります。そして舗装の整備を行っていくということございまして、町内でもスケート選手が普段稽古もされてますし、それから合宿の誘致でおいでになった皆さん方の練習もそこで行われると、いうことを想定しての部分でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 火葬場の工事の内容についてご説明いたします。

現在の火葬炉が非常に現在使われている棺に対応できない形の幅・高さともに狭いということもございまして、基本的には現在の火葬炉を解体撤去して、現在より大きい棺に対応できる炉を二つに直すということを主体として考えております。なお、この炉自体の金額プラス火葬炉を設置することに伴う附帯の工事等もありますので、主にそこを炉の改装をメインにしながら、その残った金額に合わせてですね、内装等の改修を図っていきたいということで、現在考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

私のほうの関係ですが、塘路小中学校の設計の関係で今後の見通しでございますが、設計が終わりしだい改修に入るわけですが、内容的には補強工事を主体としての改修でございます。ただ、一部木造の校舎がございまして、4クラス程の木造の分がございまして、その部分は補強とはならず改築ということで、建て替えの部分の4クラス分を建て替えて作るということにしております。

今後ですが、今年度現在、安心・安全な学校作りの補助申請をしております、一定



程度現在内定をいただいております。ですから、今年度設計が終わりましたら、事業の発注のほうに向けまして準備を進めていく予定になっております。

ただ、今年度中に工事が出来ることは、可能性はないものですから、繰越の見込みで現在補助申請を行っているところでございます。

それから、幼稚園のエコの部分の比較でございますけども、実際にはエコ器具、最近よく照明器具とかエコの部分が出ておりますけども、そういうかなり設置した時からの器具から照明タイプの器具に変えるということで、実際にはどれだけ効果が上がるかというのは、まだ、うちのほうで試算してませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） まず、道路の部分でございますが、歩道の整備、これ議員おっしゃったとおり3回目になります。1回目が平成20年の9月の定例で提案、それから3月の定例で提案、それから今回になります。それぞれ、建設課といたしましても市街地の歩道を路線選定いたしまして、3回の全体計画で資料等でお示しの部分もありますが、全体で5,830メートルの計画を立てたところでございます。考え方といたしましては、自動車交通量が多くて街路等を中心にした一般歩行者に加えて、高齢者や小中高生の通学路の多いところで利用が見込めるところ、それから歩道面が連続的に支障をきたしているようなところを抽出させていただきました。

このなかで、今、完了いたしておりますが、1回目にいたしました1,400メートルが予定どおり1,430メートルの計画にたいしまして1,400メートルを完成させました。それから、2回目の繰越の実施で今年やる予定をしております、これは現在、実施設計にむけて準備中でございますが、この分につきましては1回目の開運・常盤本通り街路面の公園通りでございますが、トレセンの前の通りになりますけども、これの続きとそれから高校側から病院の方に向かっての歩道を計画しておりますが、これについては延長的な調整が必要になるかなと思ってまして、これにつきましては、開運・常盤3線の高校側から出るところで調整かけたいなと思ってますので、この辺についてはまだ実施準備中でございます。今回3日目の部分につきましては、資料でありますとおり2,300万円、1,400メートルでルラン通り並びに駅裏の麻生の平和通りの一部を計画しております。以上です。

それから、ローラースケート場に関しましてでございますが、ローラースケート場のまず内容かと思っておりますけども、現在のですねローラースケート場、これにつきましては、いわゆるローラースケートの人口そのものというのは、標茶町内ではほとんどないのかなと思っておりますけども、今のローラースケートという、ここで想定しているのは冬のスピードスケートの合宿等ですね、見えられる方、それから地元のもちろん選手もあろうかと思っております。昔の私のイメージの四輪ついたローラースケートでなくて、アイススケートを夏版にローラースケートで利用する、スピードの出るローラースケートの合宿に使われている

ものでございまして、想定しております内容につきましては、現在のローラースケート場が直線部が約50メートル、それからカーブ・カーブで50メートルずつのカーブで結んでいるような状況でございまして、今スケートの合宿誘致の専門家の有識者、それから合宿のスピードスケートの専門家等を通じてですね、情報も収集しているところなのですが、現段階での今想定しているのは、だいたい直線をですね倍程度に延ばしてという方法を今想定しています。最初の詰めはですね、まだこれから先ほど言いました関係者の方々とご相談してですね、いいものを作りたいなと思ってます。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 環境対応車の選定基準ということでのお尋ねというふうに思います。

ここに書いており環境対応ということですから、議員ご承知のとおり、電気自動車もあればあるいはいわゆるハイブリッドというものもあります。そういった意味ではそのほかの水素等の車についても近頃言われているわけですが、まず一つにはどういったものを選定していくかということになりますと、電気自動車につきましては、ご承知のとおりまだまだインフラが当然整備されていない。あるいは構造距離の問題ということで、私ども今この段階ではハイブリッドというような考えになってます。それで、ハイブリッドというと連想していただけるのかなと思いますけども、主に国内ではトップメーカーと、もう一つには二番目あるいは三番目というような状況でいるメーカーが、それぞれ今直接ちょっと、商品名で言いますとプリウスですとかインサイトですか、そういったものがあるかと思えます。この低炭素社会に対するという対応ですから、当然まず一つには燃費のいいものイコールが低炭素、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出が少ないということですから、私ども今カタログ等での比較ではトップメーカーのほうのものが導入予定ということで考えています。なおかつその内容につきましては、電気ですべて低速の段階ではいわゆるモーターで走るというのがトップメーカーのほうで、もう一つのほうについては低速でもエンジン回転があるということの燃費の差がありますので、そういった方向で今検討している最中です。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 防犯灯の関係なのですが、技術的な部分ですので私のほうから分かる範囲答えさせていただきます。

無電極放電管とそれからLEDと今省エネタイプの部分出ておりまして、現在のところもまだ最終決定は企画サイドのほうと詰めている状況ではありません。ただ候補として無電極放電管エバーライトを有力な候補にあがってきておりまして、どの程度持つのかそれからそれに関する保障というご質問だったかと思えますけども、パンフレット等の情報ですがランプが約15年持ちますよということでございます。無電極放電管ですね。時間にいたしますと6万時間持ちます。ということなのですが、これに対しての保証はいつたいどうとるのかということが、最終的な判断とほかの電気系統の判断の大きなものにも

なろうかなと思ってます。何らかの形で保証的なものが示されるものが必要でないかなと思ってはいるのですが、ただ、私のほうで現在おさえている情報ではですね、この無電極放電管につきましては、すでに実績が18年以上あると聞いております。それから従来の蛍光灯と水銀灯と比べまして、格段にいわゆる壊れる中のものが少ないということで、実際にそれだけの実績も、ほかのライトと比べると実績があるということでは、有力な候補かなと思っております。以上です。

○議長（鈴木裕美君） 10番・舘田君。

○10番（舘田賢治君） 二点だけですねお聞きしておきたいのですが、今のですね、いわゆるハイブリッドカーの関係も含めて、これは標茶町内の業者でも取り扱っているかと思うのですが、そういう経済対策も考えての予算ですから、町内業者を通してというふうに考えているのかどうか。

それから、今のですね街灯の関係についていわゆる7割予定をしているのですが、あとはですねどんなような考え方にたっているのか、これも合わせて聞いておきたいと思いません。

○議長（鈴木裕美君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） お答えいたします。

この車に限らず町全体が基本的には国全体の経済対策ですけども、地域にどれだけ貢献出来るかというところが背景にございますので、基本的には今までの私どもの町内業者からの購入という、今のルールを尊重したいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

街灯の部分の70%と踏みましたのは、新設がこれまでも続いてきておりますので、それがまず約3割くらいあるだろうと。それもこれを機にやると非常にもったいないということもありまして、それで70%というような算定をしたところでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 衛生のところでは伺いたいのですが、4款、この女性特有のがん検診の推進事業なのですが、狙いの中にね、受診率を上げるということがね大きな目的となっているわけですね。今回50%という目標数値も出てますけども、その点に関わっていくつか質問とそれから考えを聞きたいと思うのですが、一つはですね、周知の仕方ですね。これ5年間やるということになると、毎年対象の方が変わってくるということで、どういうふうに周知させていくのかというのがまず第一点。

それから、もう一点は結局この受診率を上げるということで、検診に行くときに働いている女性の方でいえばですね、職場に対する協力といいますか、半休になるかね全休になるか分かりませんが、その協力もね得なければいけないというふうに思うのですが、そっちの方の体制はどういうふうになっているのか。

それから、町がですねこれは契約をおこなっている検診機関、町立病院とがん検診センターですか、これ以外さまざまな条件が町民の方にあるかと思うのですが、それ以外の診療機関でも受診出来るというのは、多くの町村の中では結構前向きにね、指定以外のところでもいいよというような広報を出しているようにみえるのですが、うちの場合もそうするのかどうかね、そうしたほうが僕はいいと思うのですが。その辺はどうなっているのか。というようなことですね。以上のことについて。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 受診率向上のための周知の方法であります。従来がん検診につきましては、私ども総合住民検診と同じような扱いでの周知方法等をとってきました。

今回の国の受診率向上の女性特有のがん検診にかかわるものについては、100%の交付であります。一つ条件がございます。本人に必ず受診をするためのクーポン券を送るというのが一つございます。これは従来の広報、標茶でいえば「広報しべちや」にあたりますが、それから新聞等の折込等々では十分でない。まずは、受診しなければならない年齢に達した方に、がん検診を受けるということを考えてもらうということが一つの狙いがございます。これにつきましてはクーポン券を送るということで今年度やりますので、この5年間については、同じような方法で対象者については周知していくということで、受診率の向上について図っていきたいということを考えております。

それから、働く方々への職場での協力ということでございますが、これにつきましてはそういう面では我々もこれから検診を受ける機関と、その機関による日にちの関係がございます。三点目の契約検診をする機関の拡大とかかわりもございますが、そういう面では乳がん検診につきましては、本町内では検診できる医療機関等はございませんので、どうしても釧路に行かざるをえないということでございまして、従来働いている方等々含めて釧路のがん検診センターで検診を、乳がんを受ける場合集団で送迎をする場合と、それから、本人の都合のいい日にですね、がん検診センターのほうと打合せをして検診を受けてもらうという二通りの方法やっておりますので、その方法等なるべく検診を受けられるような機関の方には従来どおりの方法で検診対象者の検診は受けられるような体制を望んでいきたいというふうには考えております。

それから、検診機関の拡大でございますが、いわゆる子宮頸がんにつきましては町立病院とがん検診センターと選択できるようになっております。それから、乳がんの検診についてはがん検診センター一箇所で行っております。検診の契約機関の拡大でございますが、実は釧路市内で特に乳がんの検診が出来る医療機関そのものですね、限られております。それとマンモグラフィ等で検査するというので、写真とX線撮影をした場合にそれを十分読影できる医師が揃っていないということもありまして、今回、今年分につきましては、釧路管内・根室管内の市町村集まりまして、医療機関をどうしていくのかということでの協議も担当課長会議のレベルで行っております。今年度に限ってはですね、標茶といましては町立病院とがん検診センターの二箇所で行うということで、逆にいいかと、

釧路市内の例えば日赤・労災・市立等のがん検診体制そのものですね、なかなか根室管内も入りますので、従来といいますか医療機関がもっているいわゆる受診者を受け入れるだけの容量そのものが非常に逼迫しているということもございます。そういう面では来年度以降医師会等との話も出てくるとは思いますが、基本的には標茶の場合、現在の検診機関であるがん検診センターと町立病院の二箇所です、やっていきたいということですね、拡大についてそういう希望があるということについては声はありますけども、どうしてもそれぞれの医療機関と町が契約する形になってきますので、なかなか現在の釧路市内の検診の医療機関とのキャパシティーの問題等ともありますので、これは簡単にはちょっと医療機関との話し合い等もございますので、簡単にはちょっといかない問題なのかなというふうにはちょっと考えております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 何か含みがあるのかないのか。いや、今日はここではねこの話は打ち切りにしたいと思うのですが、一つだけちょっと事実で聞きたいことがあるのですが、なんかマンモグラフィの検診車がね、これは管内にはないのでしょうかね。検診車で動かしてね、それぞれ検診を受けるようなスタイルをとっているところもあるかのように聞いているのですけれども、その辺の情報はもっていますか。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） もっている検診機関はあります。そういう医療機関につきましては専門に契約町村と日程等を年度の初めにですね、設定して巡回してますので、現在のところ、今、標茶町が住民検診と含めてですね、マンモグラフィをもっている検診車の検診機関とですねすぐ巡回でということには難しい問題があるのかなというふうには思いますが、ただ、標茶ばかりでなくて管内私が聞くところによりますと、弟子屈町も5年間継続してやるというようなこともございますので、そういう5年間継続してやる町村とは話をしながらですね、どういう体制を構築していくのかというのは、お互い連携しながら出来る部分があれば連携していきたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 二点ほどですね、お伺いしたいと思います。

まずですね、ここに庁舎にある非常用の発電機の取替えということなのですが、これ何年に入った発電機なのかちょっと分からないのですが、発電機というのはですね年数は経ってもですね稼働率が非常に少ない部分がありますのでですね、必ずしも今取替えなきゃならないかっていうふうには考えつくのですが、この辺はどのような形になっているのか。年に一回ですね、例えば点検を受けることによって相当の年数もつことになるわけなのですが、どこがどういうふうが悪くてどう取替えなきゃならないのかというのがまず一点と、それからもう一点ですね、先ほど館田議員のほうからも火葬炉の2基の取替え

の話ありましたけれども、このときにですね、簡単に考えると2基を一緒に取替えてしまうと安上がりにつくだらうと思えますし、だからといって2基をやってしまったときに不幸があったときに困ると、こういう問題もありますし、例えば2基やることによってコスト安くなるということになると、例えば近隣町村弟子屈なり鶴居なりにですね火葬してもらおうと、その間に工事をするというのも考えられるのかもしれませんが、また、その2基をですね膨大な金を使ってやってやることによってですね、今後当然あそこ改修するだらうと思えますけども、そのときにですね無駄にならないような方法で考えて工事をやっていくのかちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 庁内設置をしております自家発電機の更新の件であります、1978年製でございますので、31年ほど経過している自家発電機であります。点検はしておりますが点検業者にしましてもですね、この年数的にいくとですね、いつ壊れてもいつ作動しなくなってもおかしくない状態だと。点検するときにはもちろんついてはございますが、年数的にはかなり厳しいというご指摘が数年前から実はあってですね、こういう機会にですね入れ替えをさせていただければなということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 現在の火葬炉につきましては、建物建設当時から使っていたもので、途中、耐火レンガそれからバーナーの取替えをやってきているもので、相当長く本体そのものは使っているものです。

工事につきましては、それぞれ2基ありますが、1基ずつを工事することになってまして、常時1基だけは使えるような状態で考えています。

今おっしゃられたように、件数が2件と入った場合については、近隣の町村のご理解を得ながら使わせていただくというような方法にしていきたいと思えます。

それと、現在の火葬場そのものはかなり古くなってきていますので、改修等々を今後出てくるということもありますが、現在のところ、建物そのものがあそこは鉄骨ブロックで出来ておりますので、そういう改修等にはですね、無駄にならないようなかたちで今回も整備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会の宣告

○議長(鈴木裕美君) 以上で、平成21年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(午前11時59分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 6番 後藤 勲

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男